令和3年度 第2回函館市国民健康保険運営協議会

- 1 会議期日 令和4年1月14日(金)
- 2 会議場所 函館市亀田交流プラザ
- 3 開会時間 午後6時30分
- 4 閉会時間 午後8時00分
- 5 出席者氏名
 - 被保険者代表 小山内委員, 久保委員, 千龍委員, 長浜委員
 - () 保険医または保険薬剤師代表() 恩村委員,椿田委員,神田委員
 - 公益代表 小林博子委員, 小林八重子委員, 小谷野委員, 堀田委員
 - ○理事者

佐藤市民部長, 鹿礒市民部次長, 松原国保年金課長 数寄保険料収納担当課長

- ○運営協議会書記
- 6 議 題
- (1)正副会長の選出
- (2) 令和4年度の国民健康保険事業の運営について

審議1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

審議2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

(3) その他

令和3年度 第2回函館市国民健康保険運営協議会議事録

日時:令和4年1月14日(金)午後6時30分

場所:函館市亀田交流プラザ

会 議 内 容

国保年金課管理担当司会

○市民部長

皆様、改めましてこんばんは。函館市市民部長の佐藤でございます。 委員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、本協議 会の委員をお引き受けいただきましたこと、そして、本日ご出席いただ きましてありがとうございます。また、平素より本市の市政運営につい て格別のご理解ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたし まして、感謝を申し上げます。

さて、本日の会議では、事前にご案内をさせていただいておりますが、 令和4年度の国保事業の運営に係る2件の案件を予定しております。国 民健康保険制度は平成30年度に、各都道府県が、国保財政運営の責任 主体となっておりまして、概ね4年、経過をしてございます。本市にお きましては、これまで順調に運営してきていると認識をしています。た だ、保険料につきましては、各市町村で決定しているというのが現状で ございまして、令和12年度を目途に道内どこに住んでいても、同じ所 得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料になるよう、現在、各市町村の 事務担当者を中心に、協議が進められているところでございます。

また、保険者として、本市では、保険給付の適正化、被保険者の健康 寿命の延伸に向けた保健事業の充実、こういったことに、より一層取り 組んでいかなければならないという思いを強くしているところでござい ます。今後におきましても、ともに保険者としての役割を担う北海道と 連携を密にしながら、保険料の道内統一化の準備、こういったものを適切に進めていくことで、被保険者の皆さんの信頼を得て、安心して医療を受けていただけることが出来るよう、制度の安定に力を尽くしてまいりたいと思っております。

皆様には、今後、より一層のお力添えを賜りますことをお願い申し上 げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は, どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 委員紹介

事務局紹介

会議成立宣言

○事務局

それでは、次第の5、議事に入りたいと思います。

会長が選出されるまでは、市民部長が進行を務めさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。

○事務局(市民部長)

それでは、本日は委員の改選後、初めての会議でございますので、会 長および副会長の選出までの間、進行を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の(1)「正副会長の選出」でございます。

本協議会の会長および副会長につきましては、函館市国民健康保険条 例施行規則 第2条に、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれ を選挙する。」と規定されております。

これまで本協議会では、事務局から会長、副会長の候補者をご提案させていただいたということがございます。今回も同様に提案させていただくことでよろしいでしょうか。

●各委員

異議無し。

○事務局(市民部長)

ありがとうございます。それでは事務局、提案の方をお願いいたしま す。

○事務局(国保年金課長)

それでは、事務局からご提案させていただきます。

会長には、現在、社会福祉の分野でご活躍され、国民健康保険にも精通していらっしゃいます堀田委員を。また、副会長には、前回の任期においても副会長職として本協議会の運営にご尽力下さいました、小林八重子委員をご提案いたします。

○事務局(市民部長)

ただいま、事務局から、会長に堀田委員、副会長に小林八重子委員と いう提案がございました。ご承認いただけます場合は、拍手をお願いい たします。

○各委員

拍手多数

○事務局(市民部長)

ありがとうございます。拍手多数でございます。堀田委員に会長を, 小林八重子委員に副会長を, お願いしたいと思います。

それでは、これからの進行につきましては、堀田会長にお願いいたします。

○事務局

それでは、堀田会長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

◎会 長

ただいま、委員の皆様からご承認いただきまして、会長職を務めさせていただくことになりました堀田でございます。小林副会長ともども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本協議会は、函館市の国民健康保険事業の運営に関する事柄について審議するために設置されておりますけれども、先ほど佐藤部長からお話があったとおり、現在の国民健康保険は、全道的な課題の解決に取り組んでいるところでありまして、本協議会が担う役割は、非常に重要であると感じております。

私といたしましても,函館市の国民健康保険事業の諸課題解決のため,本協議会が責務を果たせるよう皆様と共に議論を重ねて参りたいと考えております。今後3年間の任期となりますが、円滑な会議運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎会 長 議事録署名委員指名

◎会 長

それでは、本日の議題について、まずは事務局から、説明をお願いい たします。

事務局 資料説明

◎会 長

事務局, ありがとうございます。

それでは、「審議1」について、審議を始めたいと思います。

事務局からご説明がございましたが,令和4年度の賦課割合について,

所得割を100分の48に、均等割を100分の32に、それぞれ改定したいとのことでございます。

このことについて,ご意見のある委員は,挙手をお願いいたします。

●小山内委員

はい。

◎会 長

小山内委員どうぞ。

●小山内委員

以前のことについては、今の質問の対象になりませんか。今この審議 1に関してだけでしょうか。

◎会 長

以前というのは、前段の説明についてということでしょうか。 ご質問していただいて大丈夫です。

●小山内委員

2ページの一番上の,子どもに係る均等割額の減額措置の適用ですが,これは,国が決めた制度をそのまま適用するということだと理解はしますけども,私なりに意見を述べさせていただきたいと思います。これは少子化対策の一環ということで,子育て世帯の経済的負担軽減の観点からということで,趣旨,子育て世帯の支援とのことで共感ができます。ですが,方法は考えて欲しかったなという思いがあります。つまりですね,事務的に当初の賦課をする段階で軽減することをしないで,国保料を完納した該当世帯に国保会計から子育て支援というかたちで,一定の基準を設定し,現金給付で還元する。このほうがインパクトがあり,収納対策上,一石二鳥と思いますが。いくら軽減して納めやすくしても,

滞納されましては無意味となりますので、その点、数寄収納担当課長ど う思いますか。

◎会 長

事務局,お願いいたします。

○事務局(収納担当課長)

私の方から, お答えさせていただきます。

ご指摘頂いたようなお考えは、収納対策上は大変有効かとは思いますが、今のところ、収納は収納で様々な対策を講じているところですから、そのなかで、収納率の向上を図ってまいりたいと考えておりまして、今ご指摘頂いたお考えをもとに進めるというような考えは持っていないところでございます。以上でございます。

◎会 長

小山内委員いかがですか。

○小山内委員

わかりました。

○事務局(国保年金課長)

はい。

◎会 長

はい。国保年金課長どうぞ。

○事務局(国保年金課長)

事務局の方から補足いたします。

まず,小山内委員のお話にありました,現金給付という部分でござい

ますが、具体的には収納対策のインセンティブとして現金を給付してはどうかということだと思いますが、現金を実際にお支払いするという形はなかなか取りにくいのかなと。当然ながら国民健康保険法に基づいて事業を行っておりますので、そのあたり、なかなか難しい面もあるのかなと思っております。今回の子どもの均等割の部分につきましていますが長い間、国へ要望を上げて、やっと実現した制度でございまして、れが長い間、国へ要望を上げて、やっと実現した制度でございまして、お話を頂きながら、納めて頂いた部分もございまして、そういったととあで少しでも保険料負担の軽減になるようにということで要望しているところでございますので、すぐにはなかなか出来ないと要望をしているところでございますので、すぐにはなかなか出来ないとは思いますが、私どもも、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

〇小山内委員

私が一番心配するのは、せっかく子育で支援の趣旨から、そういう世帯が大変だろうという内容を含んだものであってもですね、最初から軽減をして保険料の納付書を発付すると、該当する世帯、本人たちも、そのことがわからないまま保険料を納付するような気がしてるんです。そこがもうちょっと、国保サイドとしてアピールしていい部分ではないかと。さっきも言いましたように、インパクトを与えるとかですね。せっかく納めやすいように配慮して計算しても、滞納した方々がいらっしゃれば何の意味も無く終わってしまう訳です。子育て世帯の方々が、費用がかかるということであれば、あらためて国保サイドからも、子育てかかなということであれば、あらためで国保サイドからも、子育で数対策給付金とか、なんとかインパクトのある方向で、考えられないかなと。これは国がやることなので、いいんですけど、もし市が単独でやるようなことがあれば、そういう方法の方がベターではないかなと思ったところです。以上です。

◎会 長

全国的な制度の中でやることだと思いますけども、制度の趣旨を子育 て世帯の方に伝えていただく中で、出来る範囲の中で工夫をしていただ ければというように思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議1の賦課割合の変更につきましては、委員の皆様から ご意見等ございませんでしょうか。

●千龍委員

はい。

◎会 長

はい, 千龍委員どうぞ。

●千龍委員

先ほど説明をいただきましたように、仮算定ということで、令和4年度がだいたい3.9%と示されているということでありますが、確認したいんですが、令和12年度までといいますと、8年か9年の間に標準保険料の賦課割合が変更される可能性があるということですけど、42、34、24が全道的な割合としての目標ということで、お聞きしました。これが変わると、前提が変わってしまうのですが、1年、コロナの影響で見送って、また1ポイント所得から均等の方に移行しようとしている。しかし、平等割は世帯ですから、影響が非常に大きいですよね。国保の場合は所得の低い人が多いということですけれど、所得割が下がるので、それほど影響はないということでしょうか。均等割や平等割に移した方が、イメージ的には保険料が高くなっていくと予想されるんですが、それで間違いないでしょうか。認識としては。

○事務局(国保年金課長)

均等割・平等割が高くなって、その世帯の構成によっては、保険料が

上がるかたもいらっしゃるのではというような趣旨でしょうか。

●千龍委員

そうではなく、所得割を最終的に42にもっていこうと、今から行けば7ポイントを令和12年度までの間に合わせようとしてるということでよろしいですよね。

○事務局(国保年金課長)

そこは間違いありません。

●千龍委員

そして均等割が、平等割に移行していくことによって、この賦課割合では、全道的にはイコールになると思うんですけど、本市の場合、国民健康保険の構成割合、全道の中では、所得の低い人が多いと思います。国保には。そうしますと、均等や平等に持って行った場合、特に平等に持って行った場合ですが、非常に影響が大きいと思われるんですね。イメージとして。計画的に令和4年度は1ポイント移すということですけど、1年間伸ばして、来年再来年に2ポイント移すこともできるんですよね。去年の分も併せて2ポイントとか、まだコロナの状況が収まっていないから来年にするとか、そういう案があってもいいと思うんです。そのような中で、1ポイントずらすのに被保険者にどれくらいの影響

があるのか、その点は何か計算というかイメージはあるのでしょうか。

◎会 長

事務局、質問の趣旨はよろしいでしょうか。

○事務局(国保年金課長)

具体的な数字は、確定した納付金が道から示されておりませんが、所 得割から均等割の方に移行しますと、所得割は引き下がりますが、家族 の人数によって、均等割額が引き上がりますので、例えば世帯員の人数 が多いところは、人数に応じてこの影響を受けることになります。その 一方で、所得割の方は引き下がりますので、結果的に被保険者個々の状 況によって異なることになります。

◎会 長

千龍委員, よろしいでしょうか。

●千龍委員

はい。わかりました。

◎会 長

他にこの審議1に関わってご質問等ございませんでしょうか。

●各委員

なし

◎会 長

なければこのたびの賦課割合について、所得割を100分の48に、 均等割を100分の32にそれぞれ改定するという内容について、本協 議会で了承してよろしいでしょうか。

●各委員

よろしいです。

◎会 長

それでは、次の審議2に移ります。事務局説明をお願いいたします。

事務局 資料説明

◎会 長

はい, ありがとうございます。

賦課限度額の改定ということで、こちらは、令和4年度の賦課限度額 について、国と同額に改定したいとのことでございます。

これについて、ご質問やご意見のある委員は、挙手をお願いします。

○各委員

なし。

◎会 長

よろしいでしょうか。

先ほど173の市町村が、国と同額となっているという説明もございましたけれども、これについても、本協議会として、意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか

●各委員

異議無し。

◎会 長

それでは、賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定するとい う内容について、本協議会で了承してよろしいでしょうか。

●各委員

よろしいです。

◎会 長

はい。ありがとうございます。それでは,そのとおりとさせていただ きます。 では、次の議事「その他」に移ります。その他として、委員のみなさ まから何かございますでしょうか。

●小山内委員

はい。

◎会 長

はい。小山内委員。

●小山内委員

私,前回の協議会において,令和2年度国保事業特別会計決算の概要で,函館市の国保料収納率滞納繰越分の23.19%は極端に悪すぎるのではないかと発言をしました。その関係であらためてお尋ねします。1点目は、渡島管内の他市町村の国保税滞納繰越分令和2年度収納率について,2ないし3市町村分をわかれば、参考までに教えていただきたい。2点目は、渡島総合振興局内渡島檜山地方税滞納整理機構という一部事務組合があります。渡島檜山管内1市16町、函館市を除く、が加入しております。実績では、令和2年度分の引き受け事案に対して、収納率約50%と高い水準を確保しており、事業としても初期の目標を達成していると思います。そこでですね、函館市は当初から加入していませんでしたが、その理由を教えていただきたい。また、今後加入する事を検討する考えの有無についてお聞かせを願いたいと思います。

◎会 長

では、今3点ほど質問がございましたけれども、事務局、回答をお願いいたします。

○事務局 (保険料収納担当課長)

私の方から回答させていただきます。

まず令和 2 年度の滞納繰越分の収納率についてですが, 渡島管内では, 北斗市が 1 4. 8 5 %, 七飯町が 3 8. 4 2 %, 森町が 2 1. 6 3 %。 その他ですが, 参考として, 札幌市が 2 6. 9 0 %, 旭川市が 2 6. 7 1% となっていることを確認しているところであります。

もう1点ご指摘頂いた、機構への加入の件でございますが、当機構では、引き受け対象を「税」としておりますので、「料」については対象としていない事から、本市では当初から国民健康保険料の滞納処分を目的として、この機構への加入というものは検討しなかったところでございます。この質問につきましては、事前に小山内委員の方からご連絡頂いておりまして、参考まで本市の市税の徴収部局の方にも確認をいたしました。同機構の設立は平成16年の4月1日でかなり古いものですから、当時の記録は残っておりませんでした。以上でございます。

◎ 会 長

小山内委員。どうでしょうか。

●小山内委員

国保料だから出来ないとおっしゃられたと思うんですけども、そうなんですか。

○事務局 (保険料収納担当課長)

はい。これは機構の方にも確認いたしまして、そのようになっている とのことでございます。

●小山内委員

私が聞いているところでは、別に「料」だからだめだとか、「税」でな くてはだめだとかそういうことではないように聞いてましたけど。

○ 事務局 (保険料収納担当課長)

私も機構の方に直接電話連絡をして確認しておりまして,今申し上げたとおり,対象はあくまでも「税」ということで,回答を頂いているところでございます。

●小山内委員

そう思っていなかったものですから、当初からなぜ函館市は入らなかったのかなと。やはり函館市は道南唯一の中核市で、本当は、当初から加入してほしかったというのが本音だったんです。これ、相当以前、平成16年設立ですね。出来ればこの機会に1市16町の仲間入りをする事を是非検討していただき、今後、渡島檜山地方税滞納整理機構についても存在感を発揮して、将来リーダーシップを取っていただきたいっていうことを思っていたものですから、もし国保料であればだめだということを思っていたものですから、もし国保料であればだめだということであれば、私も認識不足だったかもしれませんし、これは諦めざるを得ないことだと理解します。

◎会 長

では、この件に関してはよろしいですかね。その他何かございませんか。

●小山内委員

もう1件お願いします。

◎ 会 長

はい。小山内委員。

●小山内委員

あの、隔年ごとに行われる診療報酬の改定ですけれども、情報によりますと令和4年度は、本体分で0.4%の増、薬価分で1.37%の引き下げと言われております。本体分とは医師の人件費、技術料のことで

わかりますが、薬の単価については、薬メーカーが決めることではと思っていたんです。そこでですね、薬の単価について、社会保障審議会医療部会が関与して国が決めることなのでしょうか。それが1点。そして、それが町の薬屋さんで市販されている、すべての薬についても国が関与している、対象になっているものなのかを教えていただきたい。

◎会 長

こちらの質問は、事務局でよろしいですか。

○事務局(国保年金課長)

事務局から回答いたします。今の小山内委員のご質問のうち、診療報酬の薬価の部分のことですが、医薬品というのは、公的な医療保険の保険給付の対象となる医療用医薬品と、対象にならない一般用医薬品とに分けられます。このうち医療用医薬品につきましては、国が全国一律基準価格である、薬価を診療報酬のなかで定めておりますが、一般用医薬品については、自由価格となっておりまして、こちらについては、製薬会社の方で価格を決めております。ジェネリック医薬品なども、先発医薬品の薬価に比べて低く設定はされているんですけども、こちらの方も、薬価の中で決めているところです。以上です。

●小山内委員

どうもありがとうございました。

◎会 長

その他にございませんでしょうか。

●各委員

なし。

◎会 長

では、事務局から何かございませんか。

○事務局(国保年金課長)

事務局からは,特にございません。

◎会 長

では、本日の議事は以上で終了となります。事務局へお返しいたします。

国保年金課管理担当閉会宣言